

岸和田市告示第378号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに岸和田市に対し意見書を提出することができる。

令和7年9月5日

岸和田市長 佐野 英利

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市上松町499番13

（仮称）クスリのアオキ岸和田上松店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに名称及び代表者の氏名

石川県白山市松本町2512番地

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社クスリのアオキ

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年4月23日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,734平方メートル

(6) 駐車場の収容台数

60台

(7) 駐輪場の収容台数

50台

(8) 荷さばき施設の面積

72平方メートル

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

12立方メートル

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後12時00分

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで

(12) 駐車場の出入り口の数

1箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和7年8月22日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

告示の日から4月間（当該期間から岸和田市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）における午前9時から午後5時30分まで

(2) 縦覧の場所

岸和田市岸城町7番1号

岸和田市魅力創造部産業政策課

4 意見書の提出先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所別館4階

岸和田市魅力創造部産業政策課

電話 072-423-9485